

大分県報

令和四年
四月一日
号外（三一）

（金曜日）

目次

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部改正	一
期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正	二
管理職員等の範囲を定める規則の一部改正	二
大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正	二
公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正	三
職員の退職管理に関する規則の一部改正	三
人事委員会告示	三
労働基準法別表第一の号別区分等を定める告示の一部改正	三

○人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年四月一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第二号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和三十二年大分県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第三の知事の事務部局の部の福岡事務所の項中

所長

六種

を

令和四年四月一日

大分県報号外（人事委規則）

参事（人事委員会が指定する職にあるもの）

七種

所長

六種

部のことも・女性相談支援センターの項中「参事（人事委員会が指定する職にあるもの）」を「部長、室長」に改め、同部の動物愛護センターの項中

所長

六種

参事（人事委員会が指定する職にあるもの）

七種

所長

六種

部の工科短期大学の項中「三種」を「六種」に改め、同部の家畜保健衛生所の項中「次長」の下に「（医療（二）職七級又は六級の職にあるもの）」を加え、同部の玉来ダム建設事務所

局長

一種

参事監

三種

局長

一種

表の教育委員会の部の本庁の項中

教育次長、参事監

三種

理事

二種

教育次長、参事監	三種	に改め、同
----------	----	-------

部の教育事務所の項中

所長	六種	を
----	----	---

所長 (行政職八級の職にある者)	三種	に改め、同
所長	六種	

部の教育センターの項中「、参事（人事委員会が指定する職にあるもの）」を削り、同表の警察本部の部の本部の項中「、会計監査管理官」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年四月一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第三号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年大分県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第十号中「介護時間」の下に「（臨時的任用職員について介護時間に相当するものとして任命権者が定める休暇を含む。）」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年四月一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第四号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年大分県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表の知事部局の部の本庁の項中「参事・課長補佐・主幹」の下に「副主幹」を加え、「主幹（組織管理についての企画に関する事務を担当する主幹に限る。）」を「課長補佐、法務室法務班参事（給与又は服務についての法規審査事務を担当する参事に限る。）」に改め、同部のことも「女性相談支援センターの項中「総務課長」を「総務・女性相談部長」に改め、同表の教育委員会の部の本庁の項中「教育次長」を「理事、教育次長」に、「改革企画班課長補佐・主幹・法務班主幹」を「改革企画班参事・副主幹・主査・法務班課長補佐」に、「企画・予算班課長補佐」を「企画・予算班主幹」に、「社会教育課管理予算班課長補佐」を「社会教育課管理予算班副主幹」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年四月一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第五号

大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十四年大分県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表の玖珠町の部の本庁の款の教育委員会事務局の項中「課長」の下に「、室長」を加え、同部の出先機関の款中

わらべの館	館長
-------	----

を

わらべの館	館長	学校給食センター	所長
			館長

に改

める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年四月一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第六号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年大分県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表の一般社団法人又は一般財団法人の項中「一般財団法人ダム技術センター」を削り、

「一般社団法人九州観光推進機構」を「一般社団法人九州観光推進機構」に改め、

「一般社団法人九州観光推進機構」を「一般社団法人アルゲリッチ芸術振興財団」に改め、

同表に次のように加える。

特別の法律により設立された法人

地方公共団体金融機構

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年四月一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第七号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成二十八年大分県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二号二中「振興局」の下に「、こども・女性相談支援センター」を加え、「及びグループ長（農林水産研究指導センター）」を「、グループ長（農林水産研究指導センターに置かれるものに限る。）及び室長（こども・女性相談支援センター）」に改め、同条第十号イ中「、会計監査管理官」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○人事委員会告示

大分県人事委員会告示第一号

労働基準法別表第一の号別区分等を定める告示（平成十一年大分県人事委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和四年四月一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

第一号の表の十三の項中

東部保健所
中部保健所

を

東部保健所（国東保健部及び地域福祉室を除く。）
東部保健所国東保健部
中部保健所（由布保健部を除く。）
中部保健所由布保健部

に、

西部保健所
北部保健所

を

西部保健所（地域福祉室を除く。）
北部保健所（豊後高田保健部を除く。）
北部保健所豊後高田保健部

に改める。

第二号の表中「大分県福岡事務所」を「大分県福岡事務所 東部保健所地域福祉室」に改める。

西部保健所地域福祉室

附則

この告示は、公示の日から施行する。